

改正概要説明書

国名： 英国

法令名： 特許法

改正情報： 2014年9月8日特許法に関する法律により最終改正，2014年10月1日施行

改正概要：

1. 実験目的の特許発明の実施に関する改正：

認証機関の承認等を得るため，医薬品の製品認定目的において特許に係る医薬品を実施する行為(第60条(6E))は，実験目的の実施(第60条(5)(b))に該当し，特許権の侵害を構成しない旨の規定が設けられた(第60条(6D))。

2. 特許表示の方法に関する改正：

特許に係る物に特許表示を付する方法として，特許番号の代わりにインターネット・リンク(ウェブアドレス)を用いることができる旨の規定が設けられた(第62条(1))。当該ウェブアドレスのウェブページには，特許番号と当該特許に係る製品が明瞭に示されている必要がある(第62条(1A))。

3. 特許庁の意見に関する改正：

従来は，特定の行為が特許権の侵害を構成するかどうか，又は特許発明が新規であって進歩性を有するかどうか，という点についてのみ特許庁へ意見を求めることができたが(旧第74A条(a)及び同条(b))，改正後は，上記2点のみならず実施可能要件や補正による新規事項の追加の有無，補充的保護証明書の有効性等についても意見を求めることができるようになった(第74A条)。

また，長官は，特許が新規でない又は進歩性がないとの理由により特許可能ではないとする特許庁の意見(第74A条)に基づき，再審理(第74B条)及び特許権者に意見を述べる機会を与えた上で，その特許を取り消すことができる旨の規定が設けられた(第73条(1A)ないし(1C))。

4. 外国特許庁への未公開特許出願に関する情報提供に関する改正：

外国特許庁における同一の発明についての重複審査等の負担を軽減するために，あらかじめ取決めを行った外国特許庁に対して，英国特許庁の保有する未公開特許出願に関する情報を提供することができる旨の規定が設けられた(第118条(aa)(3A)及び(3C))。

5. 統一特許裁判所協定への対応に関する改正：

国務大臣が，統一特許裁判所協定(the Agreement on a Unified Patent Court)に対応するための規定を命令により定めることができる旨の規定が設けられた(第88A条，第88B条)。

6. その他：

(1) WTO加盟国に対して提出された特許出願は，英国又は他の条約締結国になされた特許出

願と同様に取扱われる旨の規定が確認的に設けられた(第5条(aa))。

(2) 欧州特許が取り消されその後回復した場合、取消後回復前に支払いが必要であったはずの手数料を事後的に支払う必要がある旨の規定が明記された(第77条)。

(3) 競争委員会(the Competition Commission)が競争・市場庁(the Competition and Markets Authority)に変更されたことに伴い文言が変更されている(第50A条, 第51条)。

改正内容：

・ **第5条 優先日**

(5)において、(aa)はWTO加盟国に関する新設項目である。

(6)は、(5)(aa)の新設に伴い廃止された。

・ **第20B条 第20A条に基づく回復の効果**

(4A)は、先使用权に関する新設項目である。

・ **第50A条 合併及び市場調査の後に行使可能な権限**

(1)(a)において、第147A条(2)が追加された。

(5)は、「競争委員会」が「競争・市場庁」に変更されたことに伴う変更。

(6)において、第141A条及び第147A条が追加された。

(8)は、新設項目である。

・ **第52条 異議申立、上訴及び仲裁**

(4)において、「これらの任命する弁護士」が「これらの任命する聴取権者」に変更された。

・ **第60条 侵害の意味**

(6D)-(6G)は、医薬品特許に関する新設項目である。

・ **第62条 侵害による損害賠償の制限**

(1)において、「関連するインターネット・リンク」が追加された。

(1A)は、上記の「インターネット・リンク」の定義に関する新設項目である。

・ **第73条 職権により特許を取り消す長官の権原**

(1A)-(1C)は、長官による取消しに関する新設項目である。

・ **第74A条 規則に定められた事項に関する意見**

(1)において、「(a) ある特定の行為が特許侵害を構成するか否か又は実行されたならば特許侵害を構成するか否か、(b) 当該発明が、第1条(1)(a)又は(b)の条件が満たされないとの理由で特許可能でないか否か又はどの程度特許可能でないか」が削除された。

・ **第74B条 第74A条に基づく意見の再審理**

(1)(c)は、廃止された。

・ **第77条 欧州特許(連合王国)の効力**

(5A)は、欧州特許の回復に関する新設項目である。

・ **第88A条-第88B条**

欧州統一特許裁判所に関する新設条文である。

・ **第 118 条 特許出願及び特許に関する情報並びに書類の閲覧**

(3) (aa) 及び(3A), (3B), (3C)は, 新設項目である。

・ **第 118A 条**

廃止された。

・ **第 128B 条 補充的保護証明書**

(2) (a)において, 「1992年6月18日理事会規則(EEC)No. 1768/92」が「2009年5月6日欧州議会及び理事会規則(EC)No 469/2009」に変更された。

・ **第 130 条 解釈**

(1) (a)において, 「又は 1988 年著作権・意匠・特許法第 287 条に基づく命令による管轄権を有する県特許裁判所」が削除された。

・ **附則 4A 第 1 項 特許等への言及**

「第 74A 条及び第 74B 条(特許庁の意見)」が追加された。

・ **附則 4A 第 7 項**

(a)において, 「1992年6月18日理事会規則(EEC)No. 1768/92」が「2009年5月6日欧州議会及び理事会規則(EC)No 469/2009」に変更された。

・ **附則4A 第8項 経過規定**

新設項目である。